

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年2月19日付け国自安第191号、国自旅第415号、国自整第296号により、その取扱いを令和3年6月30日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いは令和3年9月30日までとなりましたのでお知らせします。

また、休車期間を令和3年6月30日までと申請（令和3年3月31日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間は令和3年9月30日までと読み替えるものとします。